

スクールセクハラ

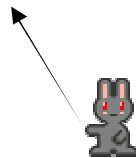
<市と県で責任のキャッチボール>

毎週のように新聞紙上に取り上げられるセクハラ、わいせつ行為。その中でも不安を覚えるのは、安心・安全の場である学校内でおこるセクハラ、特に、教師による児童・生徒に対する性的虐待の実体です。

6月4日の 県議会の一般質問でも 川本さんが取り上げた「浦安市立小学校教師による小学5年生(当時)に対する性虐待事件」は、子育て支援として様々な施策が出される中、被害にあった子がその後の長い人生において心に傷を抱えて生きて行かねばならない現実の問題にもっと目を向けなければならない事を教えられました。

【浦安小学校 特別支援学級における教師による性虐待事件】

刑事判決：性的被害があったことは認めるが、被害の日時、場所が特定できないので加害者は無罪
 民事判決：被害事実を認定
 上告断念
 損害賠償金支払



被害を認めたのに、**日時、場所が特定の無いので無罪**って、納得できないなあ。不正経理問題の内部告発の処理の仕方と同じだね

被害の実態は、文章に表すことができないような内容です。被害者は、トラウマにより 数年経っても、新たな症状に悩まされています。その反面、加害者である教師は、免職したものの街中を悠々と過ごしています。再犯も心配されます。

【事件の責任の所在を問う川本さん】



今回の責任の所在はどこにあると考えているのか。

行為を行った当該教諭にあるものと考えますが、同時に、当該教諭の服務監督権を有する浦安市教育委員会にも責任があるものと考えます。
(教育長答弁)

しかし、事前の浦安市教育総務課との面談における内容は、

両親への謝罪は？

考えていない。**教諭の人事権は県**にある。



川本さんの質問の中に、「セクハラ防止の指針」についての質問がありますが、内容を見ても、被害防止の具体的な指針はなく、事件が起こった場合は、校内で収めようとする姿勢が見られます。次は、この指針について、他県の情報も集めてみたいと思います。